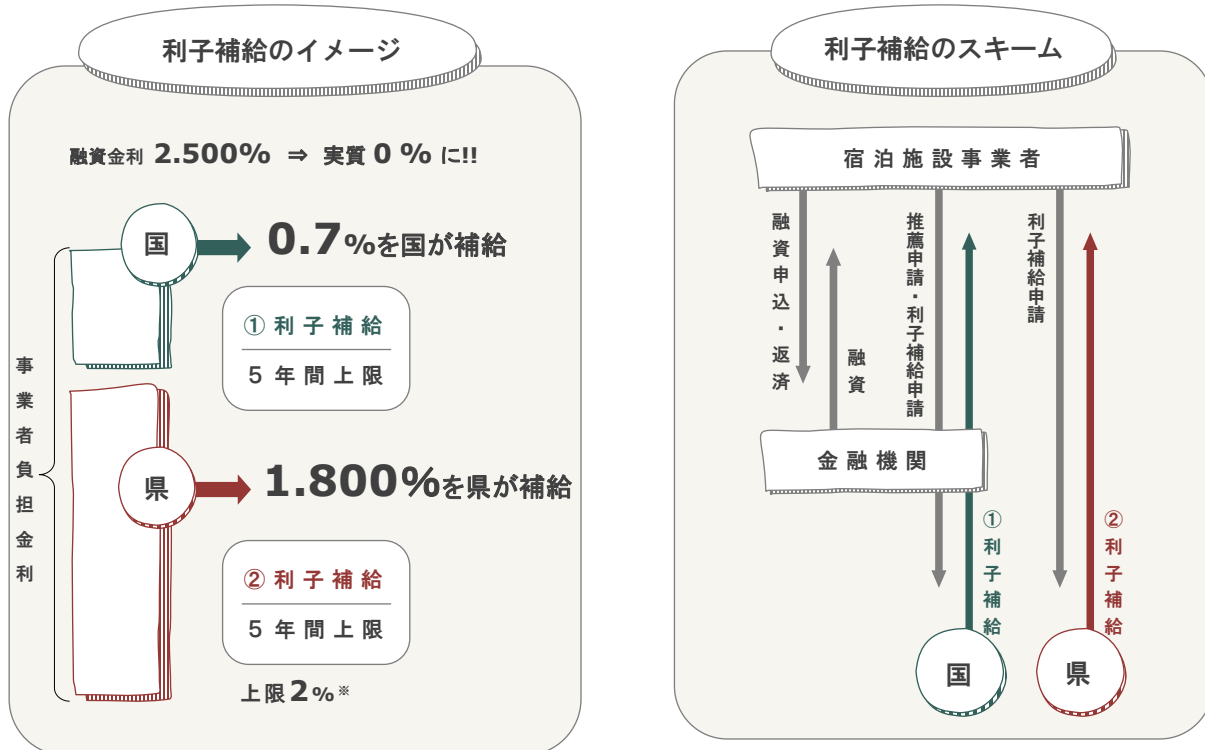


奈良公園観光地域活性化 総合特区支援利子補給



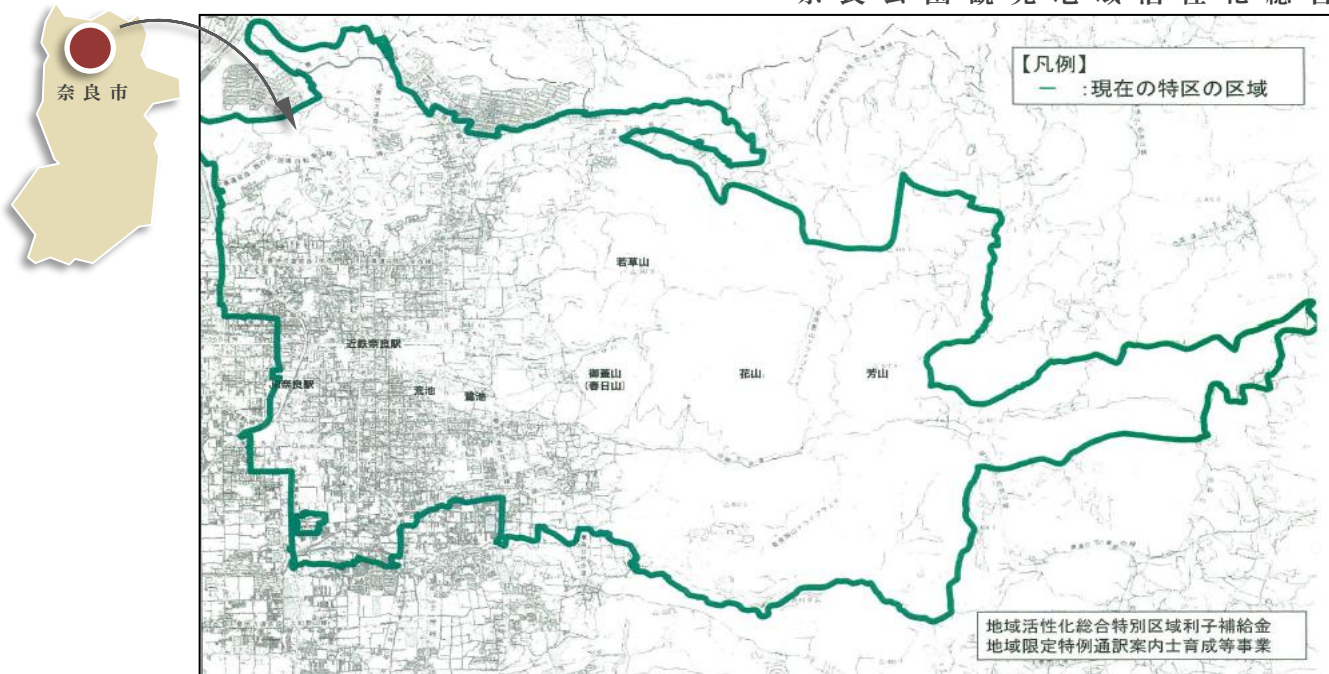
特区内の宿泊施設事業者が新設、改修、増改築、設備の整備等を行い、指定金融機関から融資を受ける場合、国から指定金融機関を通じて利子補給金が支給されます。また、県では当該制度に加え、宿泊施設事業者が負担した軽減後の利子額に対し、更に利子補給の支援を行います。



※ 融資金率から、国利子補給率を差し引いた利率を、県利子補給の対象とします。

「地域活性化総合特区支援利子補給」のご案内

奈良公園観光地域活性化総合特区



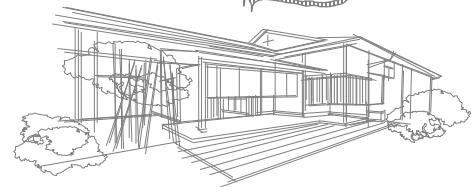
※エリアの詳細については企業立地推進課までお問い合わせください

「奈良公園観光地域活性化総合特区の宿泊施設整備資金」の利用要件

対象者	奈良公園観光地域活性化総合特区内で総合特区計画の推進に資する事業を実施する事業者 ※内閣府の審査を経て、内閣総理大臣から事業者の推薦を受けることが必要		
資金使途	奈良公園観光地域活性化特区内の宿泊施設の新設、改修、増改築、設備の整備等に必要 設備投資にかかる資金		
融限度額	10億円以内（応相談） ※内閣府の審査により申請時の融資金額から減額となる場合があります。		
融資期間	5年以上30年以内（※但し、法定耐用年数の範囲内） ※『総合特区支援利子補給金』制度は、原則、融資期間5年以上の案件が対象		
適用金利	当初5年間	(固定金利)	年2.500%以内
	6年目以降	(変動金利)	指定金融機関所定金利
取扱期間	内閣府による承認後		
担保・保証	一般の融資に準じる ※原則、融資対象物件に第一順位の抵当権を設定します。		

* 設備投資完了後、国および奈良県に対し、「事業完了報告書」等の提出が必要となります。

Open!!



奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 企業誘致係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL 0742-27-8813 FAX 0742-27-4473

MAIL richi@office.pref.nara.lg.jp